

「上場手数料等に関する規則」の一部改正について

平成21年12月22日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

今年度において、上場会社が財務基盤の強化等を目的に大型の公募増資を行う事例が増加している。

当取引所は、上場会社が公募増資等によって新たに株券を発行する際に、その発行総額に基づいて追加的に上場手数料を徴収しているが、最近のいくつかの事例において、当取引所の想定を超える極めて多額の上場手数料が発生している。

そこで、当取引所は、公募及び第三者割当等に際して発行する新株式に係る上場手数料について、その上限額の設定を行うため、「上場手数料等に関する規則」を一部改正することとする。

2. 改正概要

上場会社の公募及び第三者割当等に際して発行する新株式に係る上場手数料の上限は6,000万円とする。

(備 考)

・上場手数料等に関する規則第2条第3項第3号の2

3. 施行日

平成21年12月24日から施行し、平成21年4月1日以後に行われた公募及び第三者割当等に際して発行した新株式に係る上場手数料から適用する。

以 上